



市からの連絡帳

7月 は、固定資産税・都市計画税第2期の納期です。
～納付には、便利な口座振替を～
◆納税課 田 (☎ 042-460-9832)

届け出・税など

各種証明書の用紙が変更になります

市民部で発行している各種証明書の用紙を7月9日(月)から変更します。従来の証明用紙よりも、偽造防止機能が向上し不正使用されにくい用紙を採用しました。

□主な対象の証明書

住民票、印鑑証明書、戸籍謄抄本、課税・非課税証明書、納税証明書、固定資産評価証明書[※]

- ◆市民課 田 (☎ 042-460-9820)
- ◆市民税課 田 (☎ 042-460-9828)
- ◆資産税課 田 (☎ 042-460-9829)
- ◆納税課 田 (☎ 042-460-9831)

市税の休日納付相談窓口

時 7月7日(土)・8日(日)

午前9時～午後4時

場 納税課(田無庁舎4階)

※窓口は田無庁舎のみです。

内 市税の納付および相談、納付書の再発行[※]

◆納税課 田 (☎ 042-460-9832)

債権回収対策担当が徴収業務を行っています

市では、国民健康保険料・後期高齢者医療保険料・介護保険料・保育料・学童クラブ育成料の滞納に対して一定の条件のもと、債権回収対策担当が引き継ぎ、一元的に徴収を行っています。

納期内に納めていただいている方との公平性を確保するためにも、預金や不動産など財産の差し押さえを強化し、全力で債権の確保に努めていきます。

納付にお困りの事情がある場合、そのままにせずに早急に担当課までご相談ください。

◆納税課 田 (☎ 042-460-9834)

動産インターネット公売

市では度重なる催告にもかかわらず市税などの滞納を続けている場合、滞納者が所有する財産について調査を行い、差し押さえなどの滞納処分を行っています。今回、市が差し押さえた動産をインターネットにより公売(売却)します。公売による売却代金は、滞納となっている市税などに充当されます。

□公売参加申込期間

時 7月6日(金)午後1時～20日(金)午後11時

□入札期間

時 7月27日(金)午後1時～29日(日)午後11時

◆公売財産下見会

時 7月10日(火)午後1時30分～4時

場 田無庁舎4階

※入札には原則どなたでも参加できます。

※公売財産および公売手続きの詳細は、7月2日(月)から市HPまたは納税課(田無庁舎4階)でご確認ください。

※公売は中止になることがありますので、最新情報は市HPをご覧ください。

◆納税課 田 (☎ 042-460-9832)

出産育児一時金・葬祭費を支給

西東京市国民健康保険に加入し、出産育児一時金・葬祭費の申請手続きを行っていない方は、手続きをしてください。時効は2年間です。

◆出産育児一時金の支給

国民健康保険に加入している方が出産したときに支給されます。

出産育児一時金が医療機関へ支払われ

る直接支払制度や受取代理制度が始まっています。これらの制度を利用する場合は、出産前に医療機関と契約を交わすことで、出産後の申請は原則必要ありません。ただし、直接支払制度を利用しても出産費用が一時金を下回る方、直接支払制度などを利用しない方は、申請の必要があります。

□必要なもの

①保険証 ②印鑑 ③世帯主名義の口座が確認できるもの ④直接支払制度合意文書 ⑤出産費用明細書

◆葬祭費の支給

国民健康保険に加入している方が死亡し葬祭を行ったとき、申請により喪主の方に支給されます。

□必要なもの

①会葬礼状または葬儀の領収書など、喪主であることの確認ができるもの ②保険証 ③印鑑 ④喪主名義の口座が確認できるもの

□申請場所

保険年金課(田無庁舎2階)・市民課保谷庁舎総合窓口係(保谷庁舎1階)

◆保険年金課 田 (☎ 042-460-9821)

国民健康保険料納入通知書を送付

平成24年度国民健康保険料納入通知書を、7月中旬に世帯主宛てに送付します。国民健康保険料は、皆さんの医療費をお支払いするための貴重な財源です。期限内に必ず納付するようご協力ください。

◆納付は期限内に！

保険料は、7月～翌年2月の8回に分けて納付していただけます。納期限を過ぎると延滞金が加算され、滞納処分を受ける場合もあります。

◆口座振替の申し込み

口座振替依頼書を納入通知書に同封してお送りします。口座振替を希望する方は、預貯金通帳・届け出印・納入通知書をお持ちのうえ、口座のある金融機関・郵便局で手続きをしてください。

◆保険料の特別徴収

次の①～③のすべてに該当する方は、年金から保険料を納めていただきます(特別徴収)。

①世帯主が国保の加入者であること ②国保の加入者全員が65歳以上75歳未満であること ③特別徴収対象年金が年額18万円以上あり、かつ介護保険料と合わせて年金額の2分の1を超えないこと

該当する方には納入通知書でお知らせします。該当しない方は、今までどおり納付書や口座振替での納付になります(普通徴収)。

なお、今年度中に世帯主が75歳到達により後期高齢者医療制度へ移行する場合は、普通徴収により納めていただきます。

◆特別徴収から口座振替への変更

特別徴収の対象者も口座振替による納付を選択できます。詳細は、7月に送付する納入通知書に同封のパンフレットをご覧ください。

◆非自発的失業者の方は保険料の軽減手続きを

※ 次の①～③のすべてに該当する方

①平成21年3月31日以降に失業した方 ②離職日時点で65歳未満の方 ③ハローワーク発行の「雇用保険受給資格者証」の離職理由が次の番号の方

11、12、21、22、31、
32、23、33、34

※詳しくはお問い合わせください。

◆納付が困難な場合はご相談を！

納付相談を行っておりますので、お気軽にご相談ください。

災害など特別な事情で生活が著しく困難になった場合、保険料の減免制度があります。

◆保険年金課 田 (☎ 042-460-9822)



「国民健康保険高齢受給者証」または「後期高齢者医療被保険者証」をお持ちの方へ

国民健康保険高齢受給者証

国民健康保険高齢受給者証の一部負担金の割合は、毎年8月1日に当年度の住民税の課税所得金額と世帯の状況により見直し(定期判定)を行います。新しい高齢受給者証は、7月下旬に簡易書留郵便でお送りします。

◆負担割合の判定基準

□1割負担の方

(平成25年4月からは2割負担の予定)

①同一世帯の70～75歳未満の国保被保険者のうち、住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の方がいない世帯

②住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の方で国保被保険者の収入の合計が次の金額に満たない方は、基準収入額適用申請により1割負担

(1)世帯に70～75歳未満の国保被保険者が1人の場合で収入が383万円未満

(2)世帯に70～75歳未満の国保被保険者が2人以上の場合は、収入の合計が520万円未満

(3)世帯に70～75歳未満の国保被保険者が1人で、被保険者本人の収入が383万円以上であっても、世帯に後期高齢者医療制度への移行により国保を抜けた方(旧国保被保険者)がいる場合、旧国保被

保険者を含めた収入が520万円未満

□3割負担の方(現役並み所得者)

下記の①・②ともに該当する場合

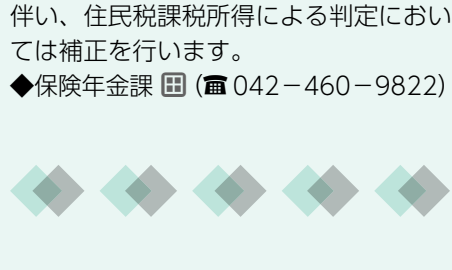
①同一世帯の70～75歳未満の国保被保険者のうち、住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の方がいる世帯

②70～75歳未満の国保被保険者が1人の場合は収入が383万円以上、2人以上の場合は収入の合計が520万円以上の世帯

◆基準収入額適用申請書の提出のお願い
定期判定により3割負担と判定された方で、前年の収入金額(諸控除を引く前の金額)が基準額未満の方は、基準収入額適用申請により、1割負担(平成25年4月1日からは2割負担予定)となります。

該当すると思われる方には、申請書を送付しますので、必ず申請してください。※地方税法における扶養控除の見直しに伴い、住民税課税所得による判定においては補正を行います。

◆保険年金課 田 (☎ 042-460-9822)



後期高齢者医療被保険者証

後期高齢者医療被保険者証の一部負担金の割合は、毎年8月1日に当年度の住民税の課税所得金額(前年所得)と世帯の状況により見直し(定期判定)を行います。

◆負担割合の判定基準

□1割負担の方

①住民税課税所得(課税標準額)が145万円未満の被保険者

②住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上の方で被保険者の収入合計が次の金額に満たない方は基準収入額適用申請により1割となります。

(1)世帯に被保険者が1人の場合：収入が383万円未満

(2)世帯に被保険者が2人以上場合：収入の合計が520万円未満

(3)世帯に被保険者の方が1人であり被保険者の収入が383万円以上であっても、同じ世帯の中に被保険者ではない70歳から74歳の方との収入の合計が520万円未満の場合

□3割負担の方

住民税課税所得(課税標準額)が145万円以上で、世帯に被保険者の方が1人の場合は収入が383万円以上、被保険者が2人以上の場合は収入の合計が520万円以上

※被保険者とは後期高齢者医療被保険者証を持っている方です。

◆基準収入額適用申請書の提出のお願い

定期判定により3割負担と判定された方で、前年の収入金額(諸控除を引く前の金額)が基準額未満の方は、申請により1割負担となります。該当すると思われる方には、6月下旬に申請書を送付していますので、必ず申請してください。

◆「後期高齢者医療被保険者証」を更新します

8月1日から有効の後期高齢者医療被保険者証を、被保険者1人ずつに7月中旬に簡易書留郵便で送付します。

配達日に不在のときは、再配達となります。郵便局での保管期間経過後は、保険年金課後期高齢者医療係(田無庁舎2階)のみでの受け取りになりますので、本人確認できるものをご持参ください。

□新しい被保険者証

青竹色、有効期間…8月1日～平成26年7月31日

※広域連合では、後期高齢者医療制度について、東京いきいきネットHP <http://www.tokyo-ikiiki.net>で情報提供を行っています。

◆保険年金課 田 (☎ 042-460-9823)